

しがけんしゅわ
滋賀県手話をはじめとする

しょうがい とくせい おうじたげんご
障害の特性に応じた言語

そのた しゅだん
その他の手段による

いしそつうとう そくしん かんするじょうれいあん
意思疎通等の促進に関する条例案
について

じょうれいあん ながれ 条例案ができるまでの流れ

へいせい30ねんしがけんしょうがいしゃさべつ きょうせいしゃかいづくりじょうれい なか
平成30年滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例をつくる中で

しがけんしゃかいふくししんぎかい けん
滋賀県社会福祉審議会から県へ、

しゅわげんご じょうほうこみゆにけーしょん かんするじょうれい ひつようせい
「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性について、

ぜんけんてき ぎろん そうきゅう のぞまれる いけん だされた
全県的な議論を早急にしていことが望まれる」と意見が出された。

じょうれい かながえたかいぎ この条例について考えた会議

じょうれいけんとうしょういんかい へいせい31ねん3がつ れいわ3ねん3がつ
● 条例検討小委員会（平成31年3月～令和3年3月）

しがけんしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい れいわ3ねん5がつ れいわ4ねん3がつ
● 滋賀県障害者施策推進協議会（令和3年5月～令和4年3月）

じょうれいけんとうせんもんぶかい れいわ4ねん6がつ れいわ5ねん6がつ
● 条例検討専門部会（令和4年6月～令和5年6月）

じょうれいけんとうせんもんぶかい しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい ぎろんけっか ほうこく れいわ5ねん7がつ
⇒ 条例検討専門部会から障害者施策推進協議会へ議論結果を報告（令和5年7月）

しょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい けん ぎろん けっか ほうこく れいわ5ねん8がつ
⇒ 障害者施策推進協議会から県へ議論の結果を報告（令和5年8月）

I 基本的なこと

ぜんぶん 前文

※ 前文：その条例の中心的なねらい、大切な考え方などを強調して書く部分です。

- 私たちは、障害のあるなしにかかわらず、お互いがお互いをわかり合い、大切にし合いながら一緒に生きていく社会（「共生社会」といいます。）を作ることを目指しています。
- お互いがお互いをわかり合い、大切にしようためには、すべての人が、自分の考えや気持ちを相手に伝えることができたり、相手の考えや気持ちを聞くことができる必要があります。
- 過去、日本では、学校で手話を使ってはいけなかったことがあります。手話を使う人は、手話で自分の考えを伝え、手話で相手の考えを聞くので、手話を使うことができないと、みんなとわかり合うことが難しく、とてもつらい思いをします。
- 今でも、手話や絵の描いたカードの交換など、それぞれ自分に合った方法で自分の考えを伝えようとしても、まわりの人がその方法を知らなかったり、気づきをしづらかったりするために、障害のある人が自分の考えを伝えることが難しいことがあります。
- 私たちは、共生社会の実現に向けて、みんなが自分に合った方法で、自分の考えを伝えたり相手の考えを聞いたりしやすくしていくことを決意して、この条例をつくりまします。

もく てき
目的

しょうがい とくせい あったほうほう つかったい しそつうとう おこなわれる
障害の特性に合った方法を使った意思疎通等がより行われるようにして、
しょうがい くべつ おたがい おたがい だいじ あい
みんなが障害のあるなしで区別されず、お互いがお互いを大事にし合い、
いっしょ いきて きょうせいしゃかい じつげん
一緒に生きていく共生社会を実現すること。

い しそつうとう しりたいたいじょうほう えたり じょうほう つかったり おたがい かんがえ つたえあう
※ 意思疎通等： 知りたい情報を得たり、情報を使ったり、お互いの考えを伝え合うこと。

そのために・・・

- しまって きほんてき かんがえかた きめます
みんなに知っておいてほしい基本的な考え方を決めます。
- しょうがい とくせい あったほうほう い しそつうとう けん けんみん
障害の特性に合った方法での意思疎通等がしやすくなるために、県や、県民のみなさん
しょうがい ひと はいって しょうがい ひと しえん ひと おみせ びょういん
(障害がある人も入っています。)、障害のある人を支援している人たち、お店や病院など
しょうがい ひと やとって ひと じょうれい じぎょうしゃ
をやっていたり障害のある人を雇っている人たち(この条例では「事業者」といいます。)
がっこう せっち ひと
や、学校を設置している人が、しなければならないこと、できるようにがんばらなければなら
ないことを決めます。

てい ぎ
定 義

※ この条例でつかう言葉の意味を決めることです。

しょうがい とくせい おうじたげんご その た しゅだん
障害の特性に応じた言語その他の手段

しょうがい ひと あった いしそつとう ほうほう
障害のある人それぞれに合った、意思疎通等の方法のことです。

いしそつとう ほうほう
意思疎通等の方法には、

- きく たいへんさ ひと つかう しゅわ
聞くことに大変さがある人が使う「手話」、
- みる たいへんさ ひと つかう てんじ
見ることに大変さがある人が使う「点字」、
- むずかしい言葉がわかりにくい人にもわかるように書かれた
ことば ひと かかれた
「平易な（かんたんな）言葉」、
- ことば つたえる にがて ひと つかう え かーど
言葉で伝えることが苦手な人が使う、絵などがかけられたカード

など、たくさんの種類があります。

Ⅱ いろいろな立場の人がしなければならないこと

けん 県がしなければならないこと

- 障害の特性に合った方法を使った意思疎通等を進めるための取組を行う。
しょうがい とくせい あったほうほう つかったいしそつうとう すすめる とりくみ おこなう
- 障害の特性に合った方法を使った意思疎通等を進める取組を行うときは、
しょうがい とくせい あったほうほう つかったいしそつうとう すすめるとりくみ おこなう
くに しまち けんみん きょうりょく
国、市町、県民のみなさんと協力する。

けんみん 県民がしなければならないこと

- 障害の特性に合った方法を使った意思疎通等について、
しょうがい とくせい あったほうほう つかったいしそつうとう
 - ほうほう どのような方法があるか、ひと どのような人たちがどのように使うか、つかう 自分が使うとき
じぶん つかう つかう 自分が使うとき
き つける つける はどんなことに気を付けるか
しる しる などをよく知る。
- けん おこなう とりくみ きょうりょく
県が行う取組に協力する。

けん おこなうしょうがい とくせい あったほうほう つかったいしそつうとう すすめる とりくみ 県が行う障害の特性に合った方法を使った意思疎通等を進めるための取組

- けんみん しょうがい とくせい あったほうほう つかったいしそつうとう
県民のみなさんが、障害の特性に合った方法を使ってスムーズに意思疎通等
しゅわつうやくしゃ いしそつうとう しえん ひと はけん たいせい
ができるように、手話通訳者など、意思疎通等を支援する人を派遣できる体制
ととのえたり いしそつうとう そうだん うけるばしょ ととのえる
を整えたり、意思疎通等についての相談を受ける場所を整える。
- さいがい おこった しょうがい とくせい あったほうほう ひつよう じょうほう しる
災害などが起こったときに、障害の特性に合った方法で必要な情報を知る
とりくむ
ことができるように取り組む。
- しょうがい ひと いしそつうとう すむーず おこなう べんり ばそこん すまほ
障害のある人が意思疎通等をスムーズに行うときに便利なパソコンやスマホ
きかい あぶり つかいかた しょうがい ひと ひと しえん ひと み
などの機械や、アプリの使い方を、障害のある人とその人を支援する人が身に
べんきょうかい おこなったり そうだん
つけられるような勉強会を行ったり、相談にのったりする。
- けんみん おこなう しょうがい とくせい あったほうほう つかったいしそつうとう
県民のみなさんが行う、障害の特性に合った方法を使った意思疎通等を
すすめる とりくみ たいして あどばいす しえん おこなう
進めるための取組に対して、アドバイスなどの支援を行う。

…など

障害のある人やその人を支援する人がしなければならないこと

- 県民のみなさんが、障害の特性に合った方法を使った意思疎通等についてよく知ることができるように、自分が知っていたり使っている意思疎通等の方法のことを教えるよう努力する。

たとえば・・・

- 絵などがかかれたカードを使って意思疎通等をしている人は、そのカードをどうやって使っているのかなどを、使い方を知らない人に教える。
- 見ることに大変さがある人や、その人を支援している人は、県民のみなさんに、点字について教える会を開く。

・・・など

じぎょうしゃ

事業者がしなければならないこと

○ 次の場合において、意思疎通等に関して困っている人がいたら、その困りごとを取り除くことができるような工夫や気くばりができるように、日ごろから障害の特性に合った意思疎通等の方法について学んだり、役立つ道具を備えたりするよう、努力する。

1 障害のある人に物を売るとき。

2 医療、保健、福祉、文化芸術活動、スポーツなどに関するサービスを提供するとき。

3 障害のある人を雇うとき。

がっこう せっち ひと
学校を設置する人がしなければならないこと

- その学校に通う人が、障害の特性に合った方法を使った意思疎通等についてよく知ることができるように、知るきっかけや学ぶ機会を作る努力をする。
- その学校で障害の特性に合った意思疎通等の方法を使うことについて、その学校に通う人や保護者から相談があったときに、相談を聞くことができるよう、必要な準備をするよう努力する。
- その学校の先生や職員が、障害の特性に合った意思疎通等の方法についての知識や使い方などを身につけるための取組をする努力をする。

Ⅲ そのた その他のこと

- しがけんちじ 滋賀県知事は、じょうれい この条例ができてから 3ねん 3年をめやすに、
- じょうれい この条例に書いてあることが かいて きちんとできているか、できていないことはどんなことか、
 - しゅわ 手話に かんけい 関係する ほうりつ 法律が くに 国で つくられて 作られているか、
しらべて などを調べて、しらべた 調べたことを あわせてかんがえ 合わせて考え、じょうれい この条例に かいて 書いてある ないよう 内容について
はなしあい 話し合い、ひつよう 必要な とりくみ 取組を おこないます 行います。

ひと すべての人、じぶん 自分に あつたほうほう 合った方法で、
じぶん 自分の かんがえ 考えや きもち 気持ちを つたえあえるしゃかい 伝え合える社会を つくる 作るために
けんみん 県民 とりくんで みんなで とりくんで 取り組んでいきましょう。